平成27年3月24日

# 平成27年 第1回野洲市議会定例会 意 見 書

野洲市議会

誰もが安心して受けられる介護保険制度を求める意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成27年3月24日

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

### 誰もが安心して受けられる介護保険制度を求める意見書(案)

地域における医療・介護の総合的確保を推進するための法案が、第百八十六通常国会で可決されました。この法律に基づいて、これまで国の介護保険制度が適用されてきた要支援1・2の訪問介護と通所介護が順次地域支援事業に移行することになります。介護保険第6期事業計画が今年4月から始まる中で、要支援1・2サービスの地域支援事業への移行に対して、全国の自治体の多くが、「多様なサービス確保について見通しが立たない」と答えている事が、中央社保協の調査でも明らかになっています。このことは国会審議のなかで厚生労働大臣も「各自治体の実態は認識するがお願いするしかない」と答弁し、法律は強行されました。

2年間の執行猶予期間があり、野洲市は、平成29年度から移行する計画になっています。

現在要支援1・2と認定され介護サービス(予防給付)を受ける人の8割以上は、ヘルパーによる訪問介護、デイサービスなどの通所介護を利用しています。この要支援サービスを廃止し、現在市町村が実施している地域支援事業に新たなメニューを設け代替サービスの提供となりますが、サービスの内容は市町村の裁量任せになり、しかも事業予算には上限がつけられ、市町村は国から給付費削減を義務付けられて、これまでのサービスが後退するのは明らかです。

一人暮らしの高齢者や、老老介護も増えており、介護難民激増が予想され、家族に 負担を押し付けるものとなります。

よって憲法で保障された健康で文化的な生活を保障でき、誰もが安心して受けられる介護保険制度を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成27年3月24日

野洲市議会議長 河 野 司

参議院議長 衆議院議長 宛 厚生労働大臣

# 意見書第2号

地域農協解体に反対する意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成27年3月24日

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

### 地域農協解体に反対する意見書(案)

規制改革会議答申を受けて、新成長戦略に位置付けた「農業改革」は、日本の農業と国民の食の安全も危惧され地域にも重大な影響を与えるもので有ります。この「農業改革」はこれまで日本の農業と食を支えてきた JA グールプや農業委員会の事実上の解体を提言しています。

3つの問題点としてJA全中から指導・監督機能を奪ったうえで、①農産物の共同販売などを行っている全農を株式会社化する。②単位農協から信用・共済を分離する③准組合員の農協事業利用を制限する。この3点セットを押しつけようとしています。これらは農協が担っている共同販売・金融・共済などを日米の銀行、保険業界、大企業が食い者にしてしまいそんなことになれば単位農協そのものが解体に追い込まれてしまいかねません。

これらは農協の問題だけではなく、地域住民のライフラインとなっている農協を解体すれば地域の衰退が進み地方創生どころでは有りません。また、ICA(国際協同組合同盟)会長の声明でも日本の協同組合運動を世界でも特に優れたものと協同組合の抜本的な原則に攻撃を加えていると懸念を表明しています。

TPP反対の運動つぶしで有ることは明白です。TPPの交渉は日本政府が交渉にあたって聖域としてきた米・牛肉・豚肉・乳製品などの農産物重要5項目については国会決議にも反した譲歩に譲歩を重ねていることは明らかで有り国益を損なうものとなっています。

いま食糧危機が心配されるており、将来にわたって安心安全な食糧生産・供給を担い、環境と調和の農業を守れるのは家族農業で有ります。それを支える諸制度と地域コミュニティー、協同組合の自主的な発展の道こそ議論されるべきです。よって農協解体による地域農業の解体に反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月24日

野洲市議会議長 河 野 司

参議院議長衆議院議長農林水産大臣

# 意見書第3号

原発事故被害が想定される原子力発電再稼働に反対する意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成27年3月24日

提出者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

#### 原発事故被害が想定される原子力発電再稼働に反対する意見書(案)

原子力規制委員会が先月、関西電力高浜原発3、4号機(福井県)が原発の新しい規制基準を満たしているとする審査書を正式に決めた。新基準を満たすと判断された原発は、九州電力川内原発(鹿児島県)に続き2例目となる。

しかし、今回の審査では、原発が集中立地していることの危険性については検証もされず、審査書でも記載はされていない。その理由は、新規制基準を満たせば、各原発で放射能が大量放出されるような事故は防げるという大前提になっているからだ。

高浜原発が立地する福井県沿岸の若狭湾は『原発銀座』と呼ばれ、高浜の他、大飯、美浜、敦賀の三原発と高速増殖炉『もんじゅ』を合わせ、計14基が立ち並んでいる。このエリアは、仮に原発事故起こった場合、世界でも極めて危険な地帯と言われ、滋賀県や野洲市への放射能被害は甚大なものともなる。

東日本大震災では、東京電力福島第一原発だけでなく、約12キロ南の福島第二 原発、東北電力女川原発(宮城県)、日本原子力発電東海第二原発(茨城県)も津波に 襲われており、同時に事故を起こす危険性は十分にあったと言われている。

政府事故調の調書で、当時、福島第一の故・吉田所長は『放射能が福島第二まで行ってしまう。そうなると、福島第二の注水などの作業が出来なくなってしまう』 と危ぶんでいたと証言している。

こうした教訓を踏まえれば、若狭湾に面した原発群のどれか一つでも大量の放射 能物質を放出する事態となると、収束作業に大きな支障となることも想定する必要 がある。

だが、原子力規制委員会は、高浜原発内では休日でも70人の要員を確保し対応する方針だとして、新基準を満たしていると判断し、集中立地の問題でも各原発で放射能の大量放出という事態となる前に抑え込めるはずとして、その前提が崩れた時の事は想定しなかった。

そもそも原子力規制委員会の田中俊一規制委員会委員長自身が、基準は【安全】 基準ではなく【規制】基準であって、それに合格したからと言って『安全だとは申 し上げない』と言っている。ところが、政治の場に行くとすり替えが行われ、安倍 首相は『安全を確認した』と言い、誰一人責任を取らなくていい形になり、出来な い避難計画は各自治体に押し付けると言う様な状況を作り上げてしまっている。

新潟大学名誉教授の立石氏や大阪府立大学名誉教授の長沢氏は、度々見直される 基準地震動が設備の老朽化を考慮していない実態を指摘すると同時に、地表に断層 が無くても強い地震が起こりうると強調している。

この様に問題の多い規制基準であり、原発立地の地元だけで無く、近隣自治体の多くの住民からも再稼働を許さない声が高まっている。

野洲市で暮らす未来の子ども達の為にも、原発事故の危険が無い街の環境整備が必要である。

よって、この原発再稼働は容認すべきでは無い。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月24日

野洲市議会議長 河 野 司

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 宛 経済産業大臣

# 意見書第4号

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成27年3月24日

提出者 野洲市議会議員 梶山 幾世

賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

#### ドクターへリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書(案)

現在、ドクターヘリは、全国で36道府県に44機が導入され、医師が救急現揚で直 ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症 の軽減に大きな成果を挙げている。

ドクターへリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られている。ドクターへリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠である。

加えて、平成20年度に約5,600件であった全国のドクターへリの出動件数は、平成25年度には20,000件を超え、著しく増加している。年々増加する出動件数に対して補助金の基準額を適切なものとするよう更なる精査が必要である。

救急医療体制において、ドクターヘリは必要不可欠であり、事業を安全に安定して継続していくためには、実態をよく踏まえた上で、基準額を設定することが求められる。

また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の 養成規模が小さいため、今後退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来すおそれ がある。

よって、国においては、将来にわたってドクターへリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 医療提供体制推進事業費補助金の基準が、事業運営の実態に即したものとなっているかを検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。
- 2 ドクターへリの安全・安定的な事業継続のために、操縦士をはじめとするドクターへリ運航従事者の育成・確保に対して必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月24日

野洲市議会議長 河 野 司

内閣総理大臣 総務大臣 宛 国土交通大臣 厚生労働大臣